

別 記

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例

1 趣 旨

この基準は、一定の構造要件等を備えた共同住宅等に、通常用いられる消防用設備等のうち条例で設置が義務付けられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いる際の特例基準を定める。

2 適用対象となる消防用設備等

特例基準は、消防用設備等の設置義務等を付加している次の条例の規定のいずれかが該当する共同住宅等に対し、適用するものである。

- (1) 条例第 36 条第 1 項第 1 号（消火器具関係）
- (2) 条例第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（屋内消火栓設備関係）
- (3) 条例第 39 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 4 の 2 号、第 4 の 3 号、第 5 号及び第 6 号（スプリンクラー設備関係）
- (4) 条例第 41 条第 1 項第 4 号（自動火災報知設備関係）
- (5) 条例第 36 条第 3 項第 1 号及び第 2 号、条例第 40 条第 4 項、条例第 46 条の 2 第 4 項（非常電源関係）

3 用語の定義

(1) 共同住宅等

政令別表第 1 (5)項ロに掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者総合支援法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。）の床面積がいずれも 100 平方メートル以下であって、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）（以下「共同住宅等」という。）をいう。

(2) 特定共同住宅等

共同住宅等であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について特例基準に適合するものをいう。

(3) 住戸利用施設

特定共同住宅等の部分であって、政令別表第 1 (5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

(4) 住戸等

特定共同住宅等の住戸（下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で政令別表第 1 (5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。）、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。

(5) 共用室

特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室をいう。

(6) 開放型廊下

直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下をいう。

(7) 開放型階段

直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる階段をいう。

(8) 二方向避難型特定共同住宅等

特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路（以下「二方向避難」という。）を確保している特定共同住宅等で、構造類型告示第3に掲げるものをいう。

(9) 開放型

特定共同住宅等のうちすべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段等に面している特定共同住宅等で、構造類型告示第4に掲げるものをいう。

(10) 二方向避難・開放型特定共同住宅等

特定共同住宅等のうちすべての住戸、共用室及び管理人室について、二方向避難が確保され、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段等に面している特定共同住宅等で、構造類型告示第5に掲げるものをいう。

(11) その他型

特定共同住宅等のうち(8)から(10)までのいずれにも該当しないものをいう。

(12) 通常用いられる消防用設備等

政令第2章第3節第2款から第6款までの規定及び条例第36条から第46条の3の規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等をいう。

(13) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる特定共住省令第2条第1項第12号から第18号までに規定する消防の用に供する設備等をいう。

(14) 初期拡大抑制性能

特定共同住宅等において、火災の拡大を初期に抑制する性能をいう。

(15) 避難安全支援性能

特定共同住宅等において、火災時に安全に避難することを支援する性能をいう。

(16) 住宅用消火器

特定共住省令第2条第12号に規定するものをいう。

(17) 共同住宅用スプリンクラー設備

特定共住省令第2条第13号に規定するものをいう。

(18) 共同住宅用自動火災報知設備

特定共住省令第2条第14号に規定するものをいう。

(19) 住戸用自動火災報知設備

特定共住省令第2条第15号に規定するものをいう。

(20) 共同住宅用非常警報設備

特定共住省令第2条第16号に規定するものをいう。

4 条例第47条に係る消防用設備等の技術上の基準の特例

特定共同住宅等の区分に応じた条例第47条の規定の適用は、次のとおりとする。

(1) 特定共同住宅等に係る位置、構造及び設備の基準

位置・構造告示によること。

(2) 特定共同住宅等の構造類型

構造類型告示に掲げる構造類型によること。

5 必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

(1) 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）

ア 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第3条第1項によること。

イ 初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる 消防用設備等	必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備等
構造類型	階 数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が6以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が6以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	全てのもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

注1 中欄の消防用設備等については、条例の規定により設置が義務付けられるもので、2により条例第47条の適用対象となる消防用設備等を示す。

注2 二方向避難型特定共同住宅等及びその他の特定共同住宅等の中欄の屋内消火栓設備については、スプリンクラー設備の設置が義務付けられている階に設置するものに限る。

注3 中欄に屋内消火栓設備の表記があり、右欄に屋内消火栓設備の表記がないものは、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置した場合、屋内消火栓設備の設置が免除されることを示す。

(2) 住戸利用施設

ア 住戸利用施設において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共同住宅省令第3条第2項によること。

イ 初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる 消防用設備等	必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備等
構造類型	階 数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が6以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が6以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	全てのもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

注1 中欄の消防用設備等については、条例の規定により設置が義務付けられるもので、2により条例第47条の適用対象となる消防用設備等を示す。

注2 二方向避難型特定共同住宅等及びその他の特定共同住宅等の中欄の屋内消火栓設備については、スプリンクラー設備の設置が義務付けられる階に設置するものに限る。

注3 中欄に屋内消火栓設備の表記があり、右欄に屋内消火栓設備の表記がないものは、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置した場合、屋内消火栓設備の設置が免除されることを示す。

(3) 前(1)及び(2)によるほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、特定共住省令第3条第3項によること。この場合、同項第2号イに規定する「11階以上の階」とあるのは「スプリンクラー設備の設置が義務付けられる階」と読み替えるものとする。

(4) 特定共住省令を適用する防火対象物のうち、高さが31メートルを超える階の階数が4以下で、かつ、地階の階数が4以下で地階の床面積の合計が2000平方メートル未満のものは、屋内消火栓設備の非常電源を条例第38条第3項第1号及び第2号の規定にかかわらず、非常電源専用受電設備とすることができるものとする。また、条例第39条第4項、同第40条第4項及び同第46条の2第4項の規定により準用される場合も同様とする。

6 必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

(1) 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）

ア 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第4条第1項によること。

イ 避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第4条第1項によること。

(2) 住戸利用施設

ア 住戸利用施設において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第4条第2項によること。

イ 避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第4条第2項によること。

(3) 前(1)及び(2)によるほか、特定共同住宅等における必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、特定共住省令第3条第3項によること。

(4) 前(1)から(3)までによるほか、特定共住省令第4条第4項及び第5項によること。

質疑内容	回答
構造類型告示第4第2号(4)に掲げる廊下の開放性の判断基準について、図1の網掛け部分のように <u>周囲の2面が直接外気に開放されていない部分の長さが12m以下であり、かつ、当該部分の幅員の8倍以下である場合は</u> 、構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)又は(ロ)の方法により、これ以外の場合は、同(ロ)の方法により検証することとしてよいか。	お見込みのとおり。(図2参照)

図 1

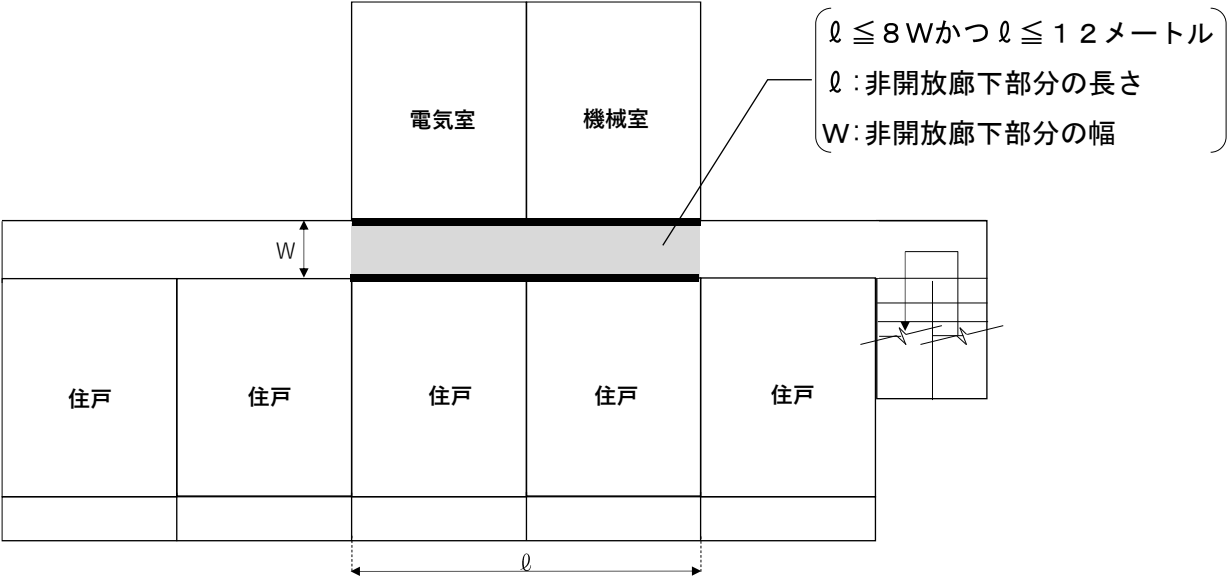


図 2

廊下型特定共同住宅等の開放性の判断について

